

【補償内容に関するご質問】

Q1 どんな病気やケガが補償されるのですか？

- A1 公的医療保険制度内で通院または入院した場合に1日目からの治療費と、医師の処方箋に基づく薬代金の自己負担分が補償されます。詳しくは代理店：東洋大学グローバルサービス(株) (Tel. 03-3945-4261)までお問い合わせください。

よくある補償対象となる治療例

風邪、インフルエンザ、結膜炎、やけど、季節性花粉症、骨折、腱鞘炎、ギックリ腰等

補償対象外となる治療例

歯科疾病治療、精神治療、痔核、裂肛、痔瘻、むちうち症・腰痛等の医学的他覚所見のないもの、健康保険適用外治療等

補償内容の詳細については、「学研災付帯学総(補償の概要等)治療費用保険金欄」でご確認ください。

Q2 歯科疾病の「通院」は対象外とありますが、具体的にはどのような場合ですか？

- A2 虫歯・歯周病・親知らず・知覚過敏等は歯科疾病ですので治療(検査も含みます)のため通院した場合は対象外となります。(入院は対象です。)
- 顎関節症の治療は対象となりますが、予防、矯正は対象外となります。
- 転んだ際に前歯を打って欠けてしまったような場合は歯科疾病ではなくケガですので補償の対象となります。

Q3 親の保険に入っているのに、加入しなくてもいいですか？

- A3 補償が重複する場合はどちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。
- 本保険は、学生生活全般に幅広く対応できる補償制度です。不測の事態に備えて、ぜひご加入をご検討ください。
- 補償の重複に関する注意点については「重要事項説明書 I-3 補償の重複に関するご注意」でご確認ください。

Q4 治療費用実費に限度額はありますか？

- A4 公的医療保険制度内の治療で補償期間内(初診日から60日後の月の末日まで)であれば、限度額はありません。
- ただし、同一の病気やケガで補償期間を過ぎて継続治療している場合も保険金を請求できるの

は補償期間内にご負担いただいた額のみとなります。

補償期間例 初診日が 2022/4/15 のケース

60日を経過した日:2022/6/13

60日を経過した日の属する月の末日:2022/6/30

2022/4/15～2022/6/30 の治療がお支払対象期間となります。

Q5 加入前に発症した病気で現在も治療中です。加入後の治療費は補償されますか？

A5 保険期間の開始時前に発症した病気による入院や通院は対象外となります。

※初年度契約の保険始期日より一定期間経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となる場合があります。詳しくは代理店:東洋大学グローバルサービス(株)(Tel. 03-3945-4261)までお問い合わせください。

Q6 入院費用の補償はどこまで含まれますか？

A6 公的医療保険制度における一部負担金が補償の対象となります。

差額ベッド代、食事代等は対象外となります。タクシー代は2泊3日以上入院期間中はお支払いできる場合があります。詳しくは代理店:東洋大学グローバルサービス(株)(Tel. 03-3945-4261)までお問い合わせください。

Q7 新型コロナウイルスに感染した時に補償されますか？

A7 補償されます。ただし、公的医療保険制度における治療費用の一部を負担した場合です。

自由診療は対象外となります。

Q8 オンライン授業期間の補償はありますか？

A8 オンライン授業中、正課の授業時間帯中は学研災(学生教育研究災害傷害保険)の補償対象となります。

それ以外の時間で宿題、課題製作等をしていた時にケガをした場合は場所を問わず(キャンパス内外、自宅、実家等)付帯学総の補償対象となります。

Q9 育英費用の保険金はどのような時に支払われるのですか？

A9 扶養者(※)が急激かつ偶然な外来のケガにより死亡または重度後遺障害を被った場合に「育英費用保険金」を一度に全額お支払いいたします。(保険期間中1回のみ)

病気の場合は対象外です。

重度後遺障害のおもな例については、「[学研災付帯学総\(補償の概要等\)育英費用補償特約欄](#)」でご確認ください。

※加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方を言います。

Q10 学資費用に(ケガ)と(病気)とありますが違いはありますか？

A10 学資費用(ケガ)の場合

扶養者が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて 180 日以内に**死亡**または**重度後遺障害**が生じ授業料などが払えなくなった場合に、支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として負担した学資費用の実費をお支払いします。重度後遺障害のおもな例については、「[学研災付帯学総\(補償の概要等\)学資費用保険金欄](#)」でご確認ください。

学資費用(病気)の場合

扶養者が保険期間中に病気により**死亡**した場合、以後の学資費用(授業料等)を支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として負担した学資費用の実費をお支払いします。

学資費用とは以下の費用をいいます。

授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等

詳しくは「[学研災付帯学総\(補償の概要等\)学資費用保険金欄](#)」または「[学研災付帯学総\(補償の概要等\)疾病学資費用保険金欄](#)」をご確認ください。

Q11 自転車事故で相手にケガをさせてしまった場合、補償されますか？

A11 自転車で行進中に誤って他人にケガをさせてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払い致します(*)。また、示談交渉サービスもついているので安心です。

*アルバイト中やインターンシップ中も補償の対象となります。

補償内容の詳細については「[学研災付帯学総\(補償の概要等\)個人賠償責任特約欄](#)」でご確認ください。

Q12 個人賠償責任で受託品として補償の対象とならないものはありますか？

A12 携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、クレジットカード等があります。

その他の補償対象外詳細については「[学研災付帯学総\(補償の概要等\)個人賠償責任特約欄](#)」でご確認ください。

Q13 地震によるケガも補償されますか？

A13 天災危険補償特約がセットされていますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も補償されます。